

浄土真宗本願寺派 安芸教区仏教婦人会連盟

第18回

世界仏教婦人会大会

ハワイ・ホノルル 6日間^{※1}

【別途手配】ホノルル宿泊^{※2}

※1 募集型企画旅行契約となります。※2 手配旅行契約になります。

お客様は、募集型企画旅行契約と手配旅行契約を締結いただくことになります。



平和とアロハに包まれて
お念仏とともに生きよう

ハワイ・ワイキキビーチ (イメージ)



【出発日】 2027年 9月10日(金)



第18回



平和とアロハに包まれて お念仏とともに生きよう
Live Peace, Live Aloha, Live as One in the Nembutsu

世界仏教婦人会大会

開催概要

日時	● 2027年(令和9年) 9月11日(土)～9月12日(日)
会場	● ヒルトン・ハワイアンビレッジ・ワイキキビーチリゾート (アメリカ合衆国 ハワイ州 ホノルル市)
参加募集人数	● 2,000名(日本から1,000名、その他開教区1,000名)
主催	● 浄土真宗本願寺派 世界仏教婦人会連盟
担当連盟	● ハワイ本派本願寺仏教婦人会連盟(ハワイ開教区)

日頃より、安芸教区仏教婦人会連盟の活動にご支援いただき、誠にありがとうございます。

さて、4年に一度開催されます「世界仏教婦人会大会」も来年2027年に第18回を迎え、9月にアメリカハワイ州ホノルル市で開催されることとなりました。ハワイで開催されますのは2006年の第13回大会以来21年ぶりであります。

安芸教区では、「平和とアロハに包まれて お念仏とともに生きよう」をテーマに開催される今大会にご参加いただきたく、ハワイへの旅行を企画しました。透き通るような青空と白波の立つ青い海に包まれたハワイへ皆様をご案内致します。この素晴らしいご縁を世界中の仏教婦人会の皆様と分かち合い、共に楽しい思い出づくりを致しましょう。皆様お誘いあわせのうえ、是非ご参加いただきますようお願いしております。

合掌

安芸教区教務所長 熊谷正明

ハワイ・ホノルルの見どころ



本願寺ハワイ別院

1889年に曜日蒼龍師がハワイに伝道のために渡ったことに始まります。1906年に別院となり、1918年には現在の場所に本堂が建てられ、その後の増改築を経て今に至ります。



ヌウアヌ・パリ

カメハメハ大王がハワイ全島を制覇するための最後の戦いの地としても知られています。ハワイ語で「パリ」は「崖」の意味で、展望台からはイースト・オアフを一望できます。



パールハーバー

真珠湾内には国定歴史建造物として、日本海軍による真珠湾攻撃で撃沈された戦艦「アリゾナ」などの記念施設が一般に公開されており、日本では観光地としても知られています。

旅の“おもてなし”

高齢であるが参加したい。
足が不自由なので
旅行は難しいかな。
海外はわからないことも
多くて不安。
そんな声にお応えします。

- 事前説明会の実施**
- パスポート申請サポート
出入国書類の作成**
- 食事のこだわり**
- 添乗員について**

ご出発前に事前説明会を実施し、参加者の不安を軽減していただけます。
その際、ガイドブックなど配布し事前に現地のイメージをつかんでいただけます。

パスポート未取得の方については、申請書・記入例をご用意させていただきます。
アメリカ入国時・日本帰国時に必要な税関申告書を作成いたします。(有料)

特別食やアレルギー食材なども可能な範囲で対応いたします。

経験豊富なベテラン添乗員が同行し旅のお世話をいたします。

旅券・ESTA について / ハワイ入国には、ESTA(電子渡航認証システム)の事前取得と滞在期間+90日以上有効なパスポートが必要です。

- 【旅券(パスポート)】** 参加者は、帰国時まで有効なパスポートを持っていることが必要です。残存有効期間は、入国時に90日以上あることが望ましいです。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等は参加者各自の責任で行ってください。
- 【ESTA(電子渡航認証システム)】** ESTAとは、ビザ免除プログラムを利用してアメリカに90日以内の短期旅行で渡航する際に事前にオンラインで申請する必要がある電子渡航認証システムです。登録料金US\$40(2026年4月現在)をクレジットカード決済でご自身でホームページから取得いただけます。
- 【日本国籍以外の方】** ビザ申請が別途必要となる可能性がございます(有料)。自国の領事館、渡航先の領事館入国管理事務所にお問い合わせください。

募集型企画旅行または手配旅行のどちらかを取消した場合、両方取消したことになります。取消料はそれぞれ下記をご確認ください。

ご旅行条件書(抜粋) 《募集型企画旅行》 ※お申し込みの際は、詳しい海外募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。
なお、海外募集型企画旅行条件書(全文)は右記二次元バーコードからもご確認ください。
ただしバーコード等から読み取れない環境の場合は紙面をお渡しいたしますので必ずお申し出ください。



- お申し込み**
 - 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に、旅行参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「送料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。お客様がご旅行申込書にお客様のローマ字を記入した場合は旅券に記載されているお名前をお振込みください。お客様の氏名が誤って記入された場合は航空券の発行替えのほか、宿泊機関等の連絡が必要となります。この場合、当社はお客様の文書の場合に準じて文書手数料(条件書(全文)に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(■取消料の欄)に記載させていただきます。また、氏名その他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
 - 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
 - 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)
 - 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
 - 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後これら状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらかじめ当社にご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能な限り合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
 - 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部を変更することを条件とすることがあります。また、お客様が申し出られた措置を必要とする場合、お客様が旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客様の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
 - 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾の上記旅行参加申込金の受理をもって成立するものとします。成立日は当社が旅行参加申込金を受理した日とします。

- お客様が出発までに実施する事項**
 - 海外安全情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
外務省 海外旅行登録「たのし」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
外務省 領事サービスセンター(海外安全相談班) 03-5501-8162
 - 衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <https://www.forth.go.jp/>
 - 旅行代金のお支払い
旅行代金の種類は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以後21日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申し込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただけます。
 - 取消料の欄(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、上記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- | | |
|---|----------|
| 旅行開始日がピーク時の旅行で、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日までの取消 | 旅行代金の10% |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日までの取消 | 旅行代金の20% |
| 旅行開始日の前日(前々日)から旅行開始までの取消 | 旅行代金の50% |
| 旅行開始日の前日(前々日)は無連絡不参加の場合 | 旅行代金全額 |
- ※ピーク時は12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。
①当社の責任とならぬロープ、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- 当社の責任**
当社は当社または手配代行がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お客様に賠償する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、暴風、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行の関与し得ない事由により損害を被ったこと。
- 特別補償**
当社はお客様が旅行参加中に、急かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一院の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院

日数により2万円~10万円、携行品にかかると損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対にわたる補償額は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配した旅行サービスの提供が一切行われたい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われたい旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

- 旅程保証**
旅行日程に契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、お支払いに對する一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
- お客様の責任**
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう十分に努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものご認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 個人情報取扱について** ※EU在住の方はお問い合わせください。
イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。お客様は、旅行開始後の費用等を担保する保険の手續上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様のお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報、お客様に傷病があった場合に連絡先の方へ連絡の必要がある場合にご提供させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することによって連絡先の方の同意を得るものとします。ハ. 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレスなど上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。
■登録番号(6044-2605-0012) ■旅行条件書提出基準日 / 2026年5月19日

《手配旅行契約》について

※お申し込みの際は、手配旅行取引条件説明書面をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください

現地9/10食~9/13泊4泊のヒルトン・ハワイアン・ビレッジでのご宿泊は、別途、当社と「手配旅行契約」を結んでいただきます。
お客様による旅行契約の解除の場合、宿泊施設との契約により、下記の取消料を支払って手配旅行契約を解除することができます。
万一、手配旅行契約を構成する旅行サービスが手配できないときは、当社は、当社旅行業約款手配旅行契約の第3条にかかわらず、手配旅行契約に係る一切の費用、旅行業務取扱料金を収受することなく手配旅行契約を解除し、同時に募集型企画旅行契約も解除し、それぞれの旅行代金全額を払戻いたします。
手配旅行契約に係る旅行サービスについては、変更が生じた場合であっても旅程保証の対象とはなりません。
手配旅行契約に係る旅行サービスの提供を受ける日についても、特別補償規定による補償金及び見舞金の支払いの対象となります。

2026年9月9日~2027年3月12日までの取消	手配旅行代金の20%
2027年3月13日~2027年6月11日までの取消	手配旅行代金の40%
2027年6月12日~2027年9月9日までの取消	手配旅行代金の80%
2027年9月10日以降の取消	手配旅行代金全額

旅行お申し込み方法

- ①「旅行参加申込書」をご記入の上、下記のお申し込み先へ郵送またはメールでご送付ください。
申込一次締切日：2026年6月21日(日) 二次締切日：8月31日(月)
- ② ①をご送付後、下記の金額を振込指定口座へお振込みください。
《大会参加登録費、総連盟事務経費》一次締切：56,000円 / 二次締切：60,000円
旅行契約に該当しません。旅行参加申込金と併せてお支払いください。
《旅行参加申込金》90,000円 旅行代金に充当します。

《一次締切合計》146,000円 《二次締切合計》150,000円

【銀行名】三菱UFJ銀行	【支店名】ききょう支店
【口座番号】普通 1792334	【口座名】近畿日本ツーリスト株式会社

※振込手数料は、お客様の負担となりますのでご了承ください。

研修企画

浄土真宗本願寺派 安芸教区仏教婦人会連盟

〒730-0801 広島県広島市中区寺町1-19
TEL.082-231-0302 FAX.082-292-1186
事務局担当：熊谷 総持

旅行企画・実施 / お申し込み / お問い合わせ

観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員

近畿日本ツーリスト株式会社 広島支店

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル7F
TEL.082-221-6112 FAX.082-221-7039
E-mail: a.tanaka895@kntct.com

- 支店長：出宮 泰典 ●総合旅行業務取扱管理者：安田 浩泰 ●担当：田中 亜弥
- 営業時間 / 月~金 10:00~17:00 ●定休日 / 土・日・祝日
- ※定休日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う業者としての取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関して、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

求ド保保証会員